

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 の一部を改正する省令案について

I 改正の背景

平成 20 年 12 月 16 日付け情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(情通審第 43 号。以下「答申」という。)においてIP化の進展に伴う加入電話の補てん対象額の減少への平成 21~23 年度の間の対応策として示されたコスト算定方法上の補正(制度稼働時以降、加入電話から光IP電話(OABJ-IP電話)へ移行した回線数を加入者回線数に加算)を実施するため、所要の規定整備を行うものである。

(コスト算定方法上の補正)

1. 加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正
2. 加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正

II 改正の概要

1. 加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正

(☞第 18 条に規定する総務大臣通知)

基礎的電気通信役務原価の算定は、適格電気通信事業者が設備管理部門と設備利用部門ごとに行う。設備管理部門の原価は、長期増分費用方式により資産及び費用を整理した結果を基礎に、第 18 条に規定する総務大臣が通知する手順により、設備利用部門の原価は、前年度に実際に要した設備利用部門の原価を基礎に、第 19 条の規定に基づき別表第 10 により、それぞれ基礎的電気通信役務ごとに算定することとしている。

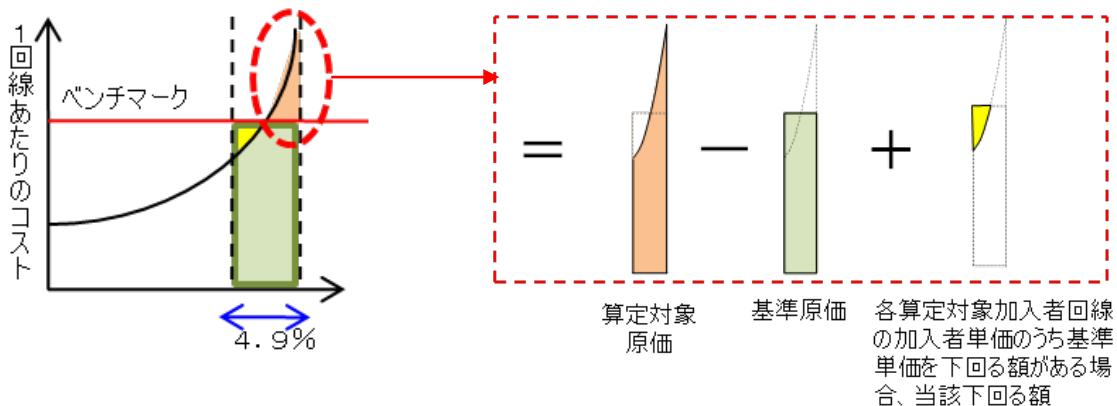
したがって、加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる基礎的電気通信役務原価のうち設備管理部門の原価について、光IP電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし算定することについて、第 18 条の規定に基づき、通知することとする。

2. 加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正 (☞改正算定規則附則第8項:第5条第1項第1号の読み替え)

加入電話の補てん対象額の算定方法について、次のとおり、光IP電話へ移行したアナログ加入者回線について、当該回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなし、算定を行うこととする。

(加入電話の補てん対象額の算定方法)

- ① アナログ加入者回線の数の補正を行い計算した加入者回線単価により高コスト地域(4.9%地域)を特定し、アナログ加入者回線の数の補正を行い算定対象原価を計算。
- ② アナログ加入者回線の数の補正を行い基準単価(ベンチマーク)と基準原価を計算。
- ③ ①の算定対象原価と②の基準原価の差額をとり、基準単価を下回る額がある場合は加算する。



3. 交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届け出る事項等の追加

交付金の額は、適格電気通信事業者ごとに、加入電話の補てん対象額、緊急通報(加入電話に係るもの)の補てん対象額及び第一種公衆電話に係る補てん対象額を合算し、当該合算額から当該適格電気通信事業者の算定自己負担額(適格電気通信事業者自身が接続電気通信事業者等として負担する額)を控除して算定する。

電気通信事業法第109条第2項では、適格電気通信事業者に対し、当該交付金の額を算定するための資料として、原価及び収益の額等を支援機関へ届け出ることを義務付けており、当該届け出る事項等について、追加を行うこととする。

加入電話の補てん対象額を算定する際に用いる「アナログ加入者回線」及び「加入者回線単価」を追加 (☞改正算定規則附則第9項)

交付金の額を算定するための資料として、適格電気通信事業者が支援機関へ届け出る事項として第7条で規定されている事項に、加入電話の補てん対象額の算定に必要となる事項の追加を行うこととする。

4. 制度の見直し

施行後3年後を目途とした見直し規定を置く。 (☞附則第2項)

5. その他

その他文言の適正化を図る。

(☞改正算定規則第2条第4号、第15条第2項第5号、
第17条、第21条、別表第1)

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の
一部を改正する省令案について

<参考資料>

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」答申の概略

2009～2011年度(H21～H23年度)のユニバーサルサービス制度の見直しについて

ユニバーサルサービスの範囲

- 現在のユニバーサルサービスの範囲である「加入電話」、「公衆電話」、「緊急通報」の今後の扱い
- 急速に普及が進む「光IP電話」、「携帯電話」の取り扱い



- 「加入電話」、「公衆電話」、「緊急通報」は、引き続きユニバーサルサービスの範囲とするのが適当。
- 「光IP電話」、「携帯電話」は、費用面、利用実態等の点から、ユニバーサルサービスの範囲とすることは困難。次期見直しに向けて、料金水準、利用動向等に注視。

コストの算定・負担方法

- 平成19年度のコスト算定方法の見直しにおいて、利用者負担の抑制の観点から、当面の間の措置として適用された、現行のコスト算定方式(※)の継続の要否

※ベンチマーク水準を「全国平均費用」から「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更するとともに、NTSコストの一部を接続料原価に段階的に参入

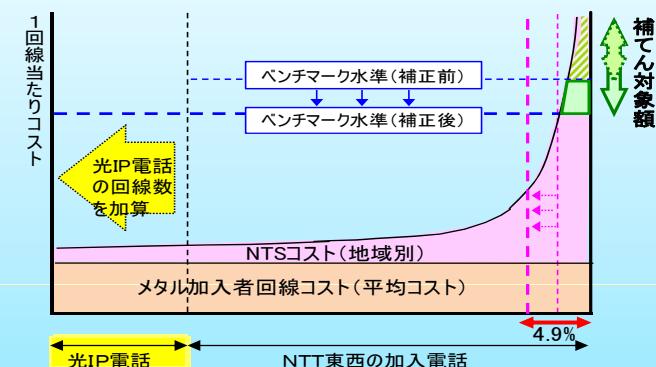


- ベンチマーク水準を全国平均費用に戻すことが本来の在り方であるが、利用者転嫁が続く状況においては、現行方式が最も適切。

- IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し
(光IP電話への移行に伴うベンチマークの上昇による補てん対象額の減少への対応)



- 加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当。



2010年代初頭以降におけるユニバーサルサービス制度の在り方(課題整理)について

- 平成24年度以降を対象とする次期の制度見直しに資する、光IP電話、携帯電話等の普及状況を踏まえた制度の方向性・課題の整理



- 2010年代初頭以降の制度の在り方について、PSTNからIP網への移行段階に着目し、「2010年代初頭以降(第1期)」と「2010年代初頭以降(第2期)」の2つの段階に分け、課題を整理。

ユニバーサルサービス制度の在り方について（平成20年12月16日答申）

第1章 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度

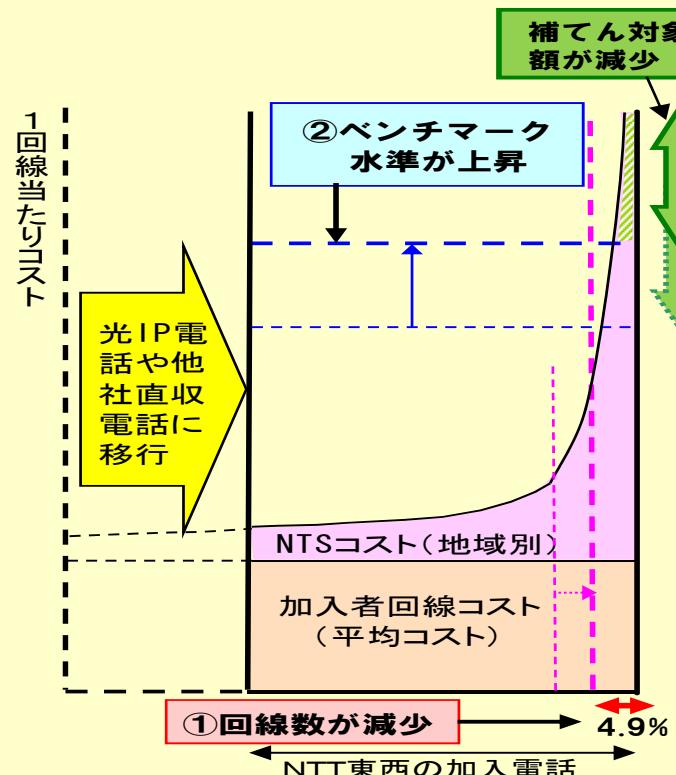
第2節 コストの算定・負担方法

オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し

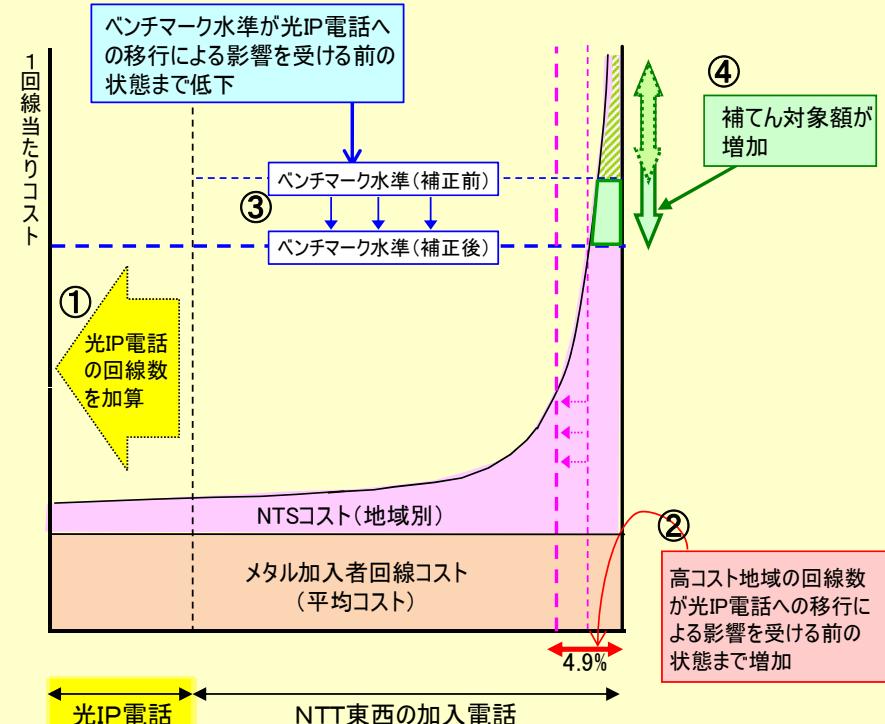
(ウ) IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正の考え方

以上のことから、IP化の進展に伴い発生する課題への対応としては、メタル加入者回線コストに関する補正は行わず、従来のコスト算定方法を踏襲しつつ、次期の状況も見据えた補正方法であり、また、IP化の進展に対する中立性も確保しうることを勘案して、**加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である。**

【加入電話回線数の減少に伴う影響】



【コスト算定方法の補正方法】



加入電話の補てん対象額の算定におけるアナログ加入者回線の数の補正を行う場合の 補てん対象額等の試算結果

参-3

	H21年度 ※1	H22年度 ※1	H23年度 ※1
補てん対象額（補正前）※2	130～140 億円	100～120億円	70～80億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	5～6円程度
  			
補てん対象額（補正後）※4	140～150億円	110～120億円	80～90億円
【参考】番号単価 ※3	8円程度	7円程度	6円程度

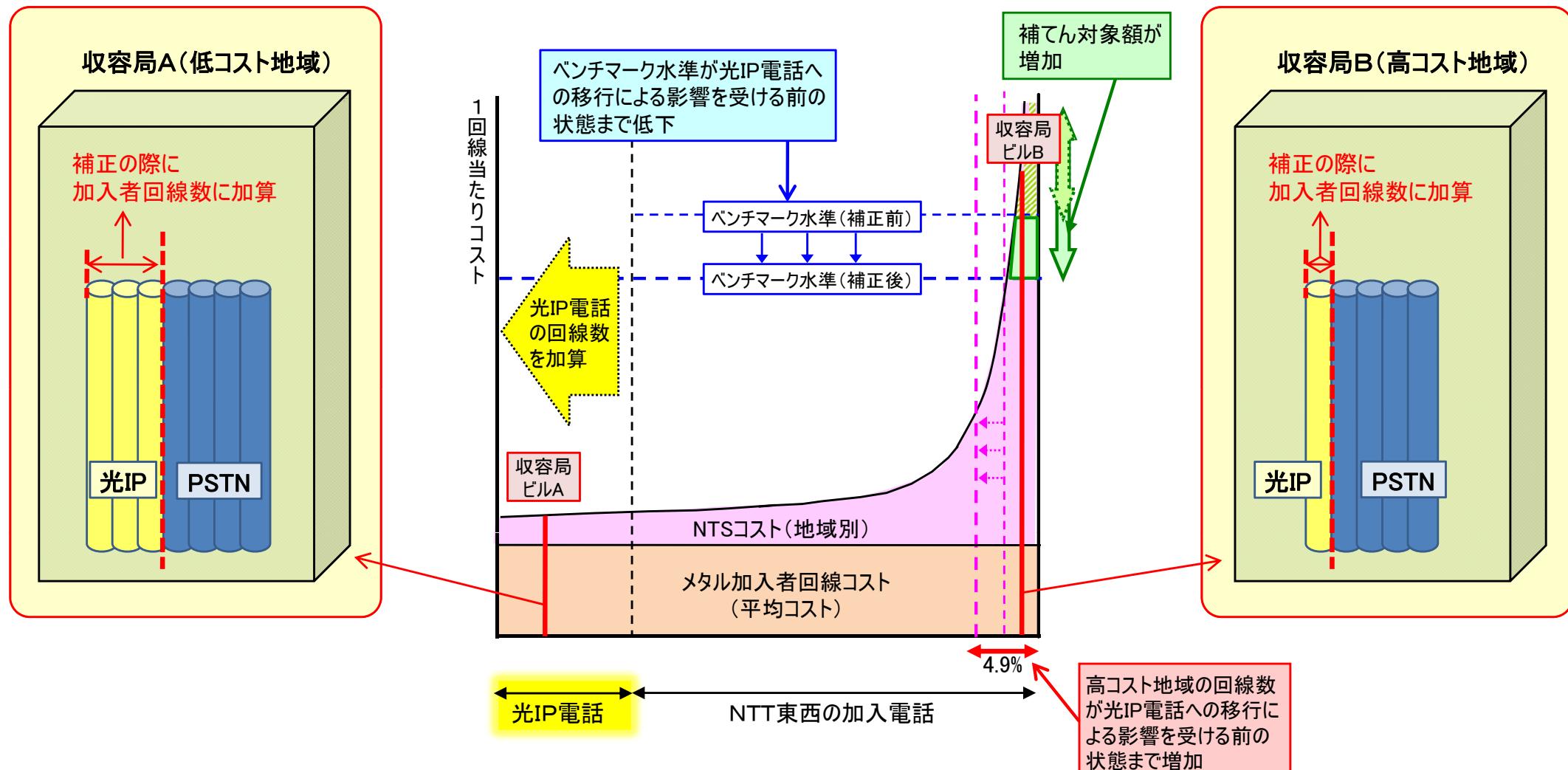
※1 認可年度。

※2 需要のトレンドは、回線数：年▲7%・トラヒック：年▲10%、回線数：年▲12%・トラヒック：年▲15%の2パターンを試算。平成19年度認可ベースのコストを基に、それぞれの算定方法により補てん対象額を算定し、回線数変動による補てん対象額変動及びNTSコスト付け替えによる補てん対象額変動を加味して試算。

※3 番号単価の試算に当たっては、公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。また、電気通信番号の総数は平成20年4月末の数値を使用。

※4 平成17年度末以降に加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行った場合の加入電話の補てん対象額について試算。

- 回線数補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正)を行う際には、低コスト地域、高コスト地域に関わらず、収容局ごとに行う。



光IP電話へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数の具体的算定方法

«東日本電信電話株式会社(以下「NTT東」という。)の補正回線数の算定方法» [注:西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」という。)の補正回線数についても同様に算定]

光IP電話(OABJ-IP電話)へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数は、光IP電話利用数の純増数から算定。具体的な算定手順は以下のとおり。

[手順1] NTT東以外の電気通信事業者(以下「他社」という。)の光IP電話利用数の純増数を算定

$$\text{各年度末のNTT東西以外の事業者の光IP電話利用数} \times \frac{\text{各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東エリア内のNTT東のFTTH契約数}}{\text{各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数} - \text{各年度末のNTT東西のFTTH契約数}} = \text{各年度末のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数}$$

※各年度の純増数を算定 → 各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数

※NTT東西:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。 ※NTT東エリア:NTT東の業務区域の範囲をいう。

[手順2] 光IP電話利用数の純増数のうち加入電話からの移行相当分を算定

$$\left[\text{各年度のNTT東の光IP電話利用数の純増数} + \text{各年度のNTT東エリア内の他社の光IP電話利用数の純増数} \right] \times \frac{\text{各年度期首の加入電話回線数 (各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度期首の固定電話回線数(加入電話+ISDN) (各年度のNTT東の光提供エリアのみを対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の光IP電話利用数の純増数} \quad \text{【各年度の加入電話からの移行相当】}$$

※NTT東の光提供エリアは、Bフレッツ芯線数が存在する収容局とする。

[手順3] 光IP電話利用数の純増数(加入電話からの移行相当分)を収容局別に分計

$$\text{各年度のNTT東エリアの光IP電話利用数の純増数} \times \frac{\text{各年度の収容局別の加入電話回線純減数 (各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}}{\text{各年度の加入電話回線純減数 (各年度のNTT東の光提供エリアのみ対象)}} = \text{各年度のNTT東エリア内の収容局別の光IP電話利用数の純増数}$$

※認可申請対象年度まで各年度の純増数を累計 → 認可申請対象年度におけるNTT東エリア内の収容局別の補正回線数

【参考】NTT東西以外のデータの把握方法等について

データの内容	把握方法	把握時期
各年度末の他社の光IP電話利用数	総務省公表の「電気通信サービスの加入契約数等の状況」により把握(※千番号単位)	毎年5月末頃
各年度末のNTT東エリア内の全事業者のFTTH契約数	総務省公表の「ブロードバンドサービスの契約数等」により把握	毎年6月中旬頃
各年度末の全国の全事業者のFTTH契約数		

審議スケジュール

参-6

	2009年 1月	2月	3月	4月
電気通信 事業部会等	<p>29 30 諒問</p> <p>意見公募開始</p>		<p>2 意見公募締切</p> <p>12 ユーバーサルサービス委員会</p>	<p>31 答申</p>